

令和4年7月26日（火）午後2時

令和4年

滋賀県国民健康保険団体連合会

通常総会

滋賀県国民健康保険団体連合会

令和4年通常総会

開催日時 令和4年7月26日（火曜日） 午後2時開会

開催場所 ピアザ淡海滋賀県立県民交流センター 大会議室

出席会員数（21人）

理事長	橋川 渉	草津市長
副理事長	野瀬 喜久男	甲良町長
会員	三日月 大造	滋賀県知事（代）
	佐藤 健司	大津市長
	和田 裕行	彦根市長
	浅見 宣義	長浜市長
	小西 理	近江八幡市長
	小椋 正清	東近江市長
	宮本 和宏	守山市長
	栢木 進	野洲市長（代）
	生田 邦夫	湖南市長
	岩永 裕貴	甲賀市長
	福井 正明	高島市長
	平尾 道雄	米原市長
	野村 昌弘	栗東市長
	堀江 和博	日野町長
	西田 秀治	竜王町長
	有村 国知	愛荘町長
	伊藤 定勉	豊郷町長
	久保 久良	多賀町長（代）
	越智 眞一	医師国保組合理事長

1、議決事項

- 議案第13号 令和3年度滋賀県国民健康保険団体連合会事業報告の認定について
- 議案第14号 令和3年度滋賀県国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第15号 令和3年度滋賀県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第16号 令和3年度滋賀県国民健康保険団体連合会請求事務費特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第17号 令和3年度滋賀県国民健康保険団体連合会職員退職給与金特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第18号 令和3年度滋賀県国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第19号 令和3年度滋賀県国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第20号 令和3年度滋賀県国民健康保険団体連合会第三者行為損害賠償金支払特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第21号 令和3年度滋賀県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第22号 令和3年度滋賀県国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第23号 令和4年度滋賀県国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出第二回補正予算について
- 議案第24号 令和4年度滋賀県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計歳入歳出第三回補正予算について
- 議案第25号 令和4年度滋賀県国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出第一回補正予算について
- 議案第26号 令和4年度滋賀県国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出第一回補正予算について
- 議案第27号 令和4年度滋賀県国民健康保険団体連合会第三者行為損害賠償

- 議案第 28 号 金支払特別会計歳入歳出第一回補正予算について
令和 4 年度滋賀県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業
関係業務特別会計歳入歳出第二回補正予算について
- 議案第 29 号 令和 4 年度滋賀県国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定
保健指導等事業特別会計歳入歳出第一回補正予算について

2、報告事項

- 報告第 2 号 専決処分報告
- 報告第 3 号 滋賀県国民健康保険団体連合会財産目録

○開 会

午後 2 時開会

◇岡田局長 皆様、お待たせいたしました。それでは、只今から国保連合会の通常総会を開催いたします。

開会に当たりまして、橋川理事長よりご挨拶を申し上げます。

◇橋川理事長 皆様こんにちは。

本日、国保連合会の通常総会を開催いたしましたところ、皆様には大変お忙しいところをご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

平素は、国保事業の運営につきまして、ご尽力をいただいておりますことに、この場を借りて感謝を申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症でございますが、このところ近畿各府県から激増しており、各自治体におかれましては、ウィズコロナ時代における感染症対策や地域振興にご苦勞をいただいていることと存じます。

国保連合会におきましても、本来業務である医療機関への診療報酬の審査支払や保健事業支援をしっかりと果たしますとともに、保険者や行政機関からの要請に基づき、新型コロナウイルス感染症対策の支援をできる限り行ってまいりました。今後も可能な限り医療保険制度を支えるべく、本会の役割を果たしてまいります。

本日は、令和 3 年度事業報告及び決算、令和 4 年度補正予算など、重要な議案をご審議いただきます。

また、現在、全国の国保連合会・国保中央会で取り組んでおります「国保総合システムの次期更改等に係る国庫補助金獲得について」並びに「第 3 期中期経営計画について」ご説明をさせていただきます。

何とぞよろしく、ご審議を賜りますとともに、本会事業のさらなる充実のため、保険者、市町の実情を踏まえたご意見を賜りますことをお願い申し上げ、簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

◇岡田局長 ありがとうございます。

次に、本日の出席状況でございますが、国保連合会会員 21 名中、代理出席を含めて、全員のご出席をいただいておりますので、本日の総会が成立することをご報告させていただきます。

続きまして、議長の選出でございますが、慣例によりまして、橋川理事長をお願いをし

たいと存じますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇岡田局長 ありがとうございます。それでは、橋川理事長よろしくお願ひいたします。

◇橋川理事長 それでは、私が議長をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

まず、規約第17条の2及び第18条第2項により、本総会は公開とし、議事録も公表することといたします。

次に、国保連合会規約第18条第1項の規定によりまして、通常総会の議事録署名者を選出いたしたいと思いますが、議長から指名させていただいてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇橋川理事長 ありがとうございます。それでは、私のほうより指名させていただきます。

湖南省長の生田邦夫様、愛荘町長の有村国知様にお願ひをいたします。よろしくお願ひいたします。

○議決事項

◇橋川理事長 それでは議事に入ります。

まず、議案第13号、令和3年度事業報告の認定についてから、議案第22号、令和3年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの10議案は、いずれも関連いたしますので、一括審議いたしたいと思います。

事務局の説明を求めます。なお、各議案については、7月11日の理事会において、通常総会附議事項として承認いただいていることを報告申し上げます。

それでは、お願ひします。

◇林主監 それでは、私のほうから、議案第13号、令和3年度国民健康保険団体連合会事業報告の認定について、ご説明をさせていただきます。

通常総会議案書の1ページから68ページまでの記載となっておりますが、資料1の概要版で取りまとめております。そちらのほうでご説明をさせていただきたいと存じます。

資料1、事業報告概要版でございます。まず、〔1〕本会の運営に関する事項でございます。会務の適正な運営を図るため、総会、理事会、監事会、国保主管課長会議の開催と

会計監査予備調査、監査法人による監査を実施しております。内訳については、記載のとおりでございます。

次に、〔2〕国民健康保険制度の改善強化と財政安定化対策の推進に関する事項でございます。（1）の国保制度改善強化全国大会においては、構造的に多くの問題を抱える国保の現状を打開するため、全国大会において11項目を決議するとともに、政府、国会並びに地元選出国會議員に対して、理事長を中心に陳情、要請行動を展開してまいりました。

また、（2）でございます。保険料（税）収納率向上対策として、①の月間の設定及び啓発や③の徴収事務担当者研修会など、市町支援を実施してまいりました。令和3年度の市町の収納率につきましては95.92%で、前年度から0.32ポイント増ということでございます。

1枚おめくりいただきまして、2ページでございます。（3）医療費適正化対策でございます。医療費適正化対策として、ジェネリック差額通知書を年に4回作成しております。

続きまして、〔3〕国保総合システムに関する事項でございます。ご案内のとおり、国保総合システムにつきましては、令和6年度次期更改時にクラウド化を行い、併せて支払基金システムとの整合的かつ効果的な在り方を実現するとなっております。

これは国の意向を踏まえて実施するものであることから、保険者等に負担が生じないよう、国庫補助を獲得すべく、下記に記載のとおり、地方6団体や地元選出国會議員への要請活動を行っております。

次に、〔4〕国民健康保険及び後期高齢者医療診療報酬等の審査支払に関する事項を記載しております。（1）でございますが、審査委員会を毎月開催し、画面審査システムを活用して、質の高い審査を目指して取り組みました。取扱状況は記載のとおりでございますが、原審査の状況としては、査定金額については約7億2,000万円、返戻金額は約67億8,000万円、査定率は0.331%という結果でございました。

（2）被用者保険に係る福祉医療費の取り扱いでございます。令和3年4月診療分から支払基金へ移行したことに対して、支払基金から給付データをいただき、支払基金ではできない資格確認等の事務を実施し、市町の事務の効率化を図っております。

次に3ページでございます。（3）の療養費の審査・支払でございます。柔道整復やあはき療養費の審査を実施しております。

また、(4) 保険者間調整の実施では、令和3年11月からオンライン資格確認によって、自動的に誤った資格を正しい資格に振り替える分割処理を行っております。一方、自動的に振替ができないもの、例えば、公費併用のレセプトなどがその対象ということでございますが、その部分については、こちらに記載しておりますとおり、本会で資格確認を実施しているところでございます。

〔5〕 保険者共同事業及び後期高齢者医療事務代行業務に関する事項でございます。

(1) 保険者事務共同電算処理業務として、被保険者資格の管理及び帳票、諸統計の作成の実施や(2)の国保情報集約システムの運用管理を実施しております。

また、(3) 保険者レセプト点検事務共同事業では約1億円の効果額、(4) 第三者行為求償事務では約3億2,000万円の収納額という結果でございました。

(5)の後期高齢者医療事務代行業務でございますが、令和3年度は被保険者証作成等の9つの業務を新たに受託し、業務を行ってまいりました。

それから、(6)ですが、保険者及び行政機関からの要請にかかる対応でございます。県からの委託による風しんの追加的対策事業、さらには、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種事業として、住所地外での接種の請求支払や要望のある市町への接種券の作成を実施しております。接種については、おおよそ32万件、7億4,000万円の請求支払という結果でございます。

1枚おめくりいただきまして、4ページでございます。〔6〕 保健事業の推進に関する事項でございます。

まず、(1)の保健事業推進に関する支援及び情報提供でございますが、健康管理施策立案の基礎資料集や②の「統計でわかる滋賀の国保の状況」などの資料作成、さらには③の国保・後期高齢者ヘルスサポート事業、④の糖尿病性腎症重症化予防研修会の開催など、保険者の保健事業の支援を行ってまいりました。

また、⑤重複・頻回受診者等訪問指導事業として、本会の保健師が対象者への訪問を実施し、適正受診につながるよう、取組を行ったところでございます。また、⑥の高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の支援では、セミナー等の開催を実施しております。

それから、(2) 地域住民の健康保持増進及び啓発でございますが、健康増進強調月間を設け、テレビスポット放送やポスター作成に取り組んでおります。

続きまして、次の5ページでございます。〔7〕 特定健診・特定保健指導に関する事項でございますが、費用の支払いやデータ管理業務、特定健診受診券の作成などを実施して

おります。また、受診率向上支援として、テレビCMや未受診者への電話勧奨等の支援を行っております。

また、〔9〕介護保険事業関係業務に関する事項でございます。（1）の審査支払業務と併せて、（2）の苦情・相談業務、（3）のケアプラン点検に関する保険者支援を実施しております。また、令和3年度は県から委託をいただき、介護サービス事業所・施設への感染防止対策支援事業として、かかり増し経費の支払事務を行っております。

また、〔10〕障害者総合支援給付等事業関係業務に関する事項では、障害介護給付費、障害児給付費等の審査支払を行っております。令和3年度からは、長浜市様から委託をいただき、地域生活支援事業に係る審査支払を実施しているところでございます。

続きまして、1枚おめくりいただきまして、〔12〕滋賀県保険者協議会に関する事項でございます。滋賀県と共同で事務局を担い、滋賀県内の医療保険者等の加入者に係る健康づくりを推進するとともに、構成メンバーの一員として、保険者間の問題意識の共有や取組の推進を図っております。具体的な取組については、6ページに記載のとおりでございます。

〔13〕地域医療の確保に関する事項から、〔18〕その他に関する事項については、記載のとおりでございますので、お目通しいただければと存じます。

以上でございますが、令和4年度につきましても、引き続きしっかりと事業を推進してまいりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

◇中村出納員 議案第14号、令和3年度一般会計歳入歳出決算認定についてから、議案第22号、令和3年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出決算認定についてまででございます。資料2-1において概要をまとめておりますので、こちらで説明をさせていただきます。

まず、会計の概要でございます。国保連合会の会計につきましては、一般会計と8つの特別会計で構成されております。また、その勘定を大別いたしますと、大きく2種類でございます。①として記載しておりますが、保険者さんから納入いただきます手数料や負担金を財源として、医療機関等から請求があった医療費等の審査支払事務を行う6つの勘定がございます。

もう一つは、②に記載しております、医療費等の保険者負担分を医療機関等に受け払う16の勘定がございます。全9会計、22勘定の全ての歳入合計でございますが、令

和3年度は約4,106億7,300万円、歳出につきましては約4,104億6,300万円と、対前年度比3.0%増ということでございます。歳入歳出差引額約2億1,000万円の結果となっております。

次に、中段(1)でございますが、保険者さんから納入いただきます手数料、負担金を財源として、事務執行を伴う一般会計と5つの勘定の概要でございます。歳入合計が約36億5,200万円、対前年度比8.8%増、歳出合計が約35億円、対前年度比10%増で歳入歳出差引額約1億5,200万円でございます。本会が取り扱う会計全体の1%弱の割合が、この一般会計と5つの勘定となります。

2ページをご覧いただきたいと存じます。歳入歳出を前年度と比較して、その増減について主な内容を記載させていただいているものでございます。上段枠囲みのほうが歳入でございます。前年度と比べまして、約2億9,600万円の増ということでございます。

主な要素といたしまして、1つ目のポツですが、昨年コロナ禍で受診抑制となっていたものが回復基調にあり、手数料等が約6,720万円増。そのほか2つ目のポツ、新型コロナワクチン接種費用に係る事務費等が約1億680万円増。4つ目のポツ、受託事業収入として、県からの委託により、KDB補完システムの導入の実施や市町からの委託による風しんクーポン券、コロナ接種券作成費用等により、前年度と比べ、約1億1,300万円の増が挙げられます。

下の歳出につきましても、前年度と比べて約3億2,000万円増ということでございます。歳入と同じく1つ目のポツですが、新型コロナワクチン接種事業に約1億200万円。2つ目のポツのKDB補完システムの導入経費に約9,400万円。並びに5つ目のポツ、ICT積立をはじめとする積立金約1億1,500万円が挙げられます。

3ページのほうをご覧いただきたいと存じます。(2)で、医療費等を受け払いする各種支払勘定、16勘定の状況でございます。16勘定の合計でございますが、歳入合計約4,070億2,000万円、歳出合計約4,069億6,000万円ということで、対前年度比いずれも2.9%増ということでございます。

そして、その内訳でございます。主な勘定ですが、①の国民健康保険支払勘定でございます。対前年度比4.8%増、月平均約80億円の支払いとなりました。参考で記載しておりますが、本県における過去3年間の保険者負担による給付費の推移でございます。令和2年度と令和元年度比較では、コロナ禍による受診控えの影響から3.8%減少し、令和3年度と令和2年度比較では、回復基調が考えられ、4.8%増加している状況でござ

います。

②の福祉医療費支払勘定でございますが、対前年度比42.8%減と大きな減少となっております。こちらは、令和3年4月診療分から、被用者保険における福祉医療費の審査支払業務が、今回から支払基金に移行した影響によるものとなっております。

次に、③の介護保険支払勘定でございます。こちらは月平均約88億円の支払いとなっており、受給者数増により、対前年度比2.5%増加しております。

④の障害介護給付費支払勘定及び⑤の障害児給付費支払勘定についても、それぞれ増加をしております。介護と同様、受給者数が増加しているものと考えておりますが、特に、障害児における受給者数の増加並びに放課後等デイサービスなど通所支援サービスが充実していることから、障害児給付費支払勘定では、対前年度比較で高い伸び率となっております。

⑥の後期高齢者医療支払勘定でございますが、前年度と比べて2.9%増加しており、月平均約130億円の支払いとなっております。こちらも国保と同様に、参考で本県における過去3年間の保険者負担による給付費の推移を記載させていただいております。令和2年度と令和元年度比較では、コロナ禍による受診控えの影響から2.8%減少し、令和3年度と令和2年度比較では、2.9%増加している状況でございます。

⑦の特定健診・特定保健指導等支払勘定、⑧の後期高齢者健診等費用支払勘定はそれぞれ対前年度比で9.8%、6%と増加しております。合わせて年間約8億円の支払いでございました。

最後でございますが、4ページをご覧ください。本決算を踏まえた国保総合システム更改のための対応についてでございます。本資料2ページで、決算状況における歳入歳出の主な前年度比較による増減を説明させていただきましたが、歳出で積立金のうち、約1億円のICT積立資産の造成をさせていただいたところでございます。

(1) 国保の勘定については、ワクチン接種事業に係る事務費や風しんクーポン券、ワクチン接種券作成に係る受託事業収入が約2億700万円でございますが、それに係る処理経費が歳出にございます約1億3,700万円になりましたので、その差額分7,000万円と減価償却引当資産を2,000万円減額して、合計9,000万円をICT積立資産として造成させていただきました。

(2) の後期の勘定につきましても、経費節減により、繰出金約1,000万円を減額し、同額をICT積立資産として造成をさせていただいたところでございます。9,000

0万円と1,000万円、合わせて1億円を次期国保総合システムの更改対応の備えにさせていただきますので、ご報告させていただきます。

以上となりますが、本資料1ページから3ページで申し上げました数値につきましては、資料ナンバー2-2で決算総括表として、全体の合計、会計別に記載をさせていただいております。網がけが事務執行を伴う6会計でございます。また、資料2-3の各会計決算状況には、各会計の項目別に記載をしております。後ほど、ご参照いただければと存じます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

◇**橋川理事長** 決算については、去る6月29日に監査を受けておりますので、甲賀市長の岩永監事さんより、代表して監査報告をお願いします。

◇**岩永監事** 通常総会議案書の207ページをご覧くださいと思います。

去る6月29日、国保連合会におきまして、竜王町の西田町長と私、甲賀市の岩永が、令和3年度決算監査を実施いたしましたので、その結果についてご報告を申し上げたいと思います。

令和3年度におけます業務の概況を聴取し、また会計を監査いたしましたところ、業務の運営につきましては、努力の成果が認められました。また会計経理も適正に処理をされ、会計諸帳簿及び証憑書類もまた整理良好と認めましたので、ここに報告をさせていただきます。

以上でございます。

◇**橋川理事長** ありがとうございます。監査法人による外部監査も受けておりますので、監査室より報告させていただきます。

◇**井口監査室長** 監査室でございます。

議案書の208ページをお願いいたします。只今ご報告いただきました監査結果報告の次のページでございます。

去る6月13日と15日の2日間、監査法人によります監査を受検し、その結果が、独立監査人の監査報告書として理事会宛てに提出をされております。

報告書の最初に記載されております、監査意見のところの3行目でございますが、決算書類が滋賀県国保連合会会計規則に準拠して、令和3年度の歳入歳出の状況及び同年度末の財産の状態を全ての重要な点において適正に表示しているものと認めるとのご意見をいただいておりますことをご報告申し上げ、監査室からの報告に代えさせていただきます。

◇橋川理事長 それでは、事業報告並びに各会計決算について、ご質問、ご意見はございませんか。

[「なし」の声あり]

◇橋川理事長 ないようですので、採決に入ります。

議案第13号から議案第22号までを原案どおり議決することについてご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇橋川理事長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第13号から議案第22号までは、原案のとおり議決いたしました。

続いて、議案第23号、令和4年度一般会計歳入歳出第二回補正予算についてから、議案第29号、令和4年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出第一回補正予算についてまでの7議案については、一括審議いたしたいと思います。

事務局の説明を求めます。

◇中村出納員 それでは、令和4年度の補正予算について、議案第23号から第29号についてご説明を申し上げます。資料につきましては、資料ナンバー3-1でございます。こちらで概要を記載しておりますので、こちらのほうで説明をさせていただきます。

主な補正項目でございますが、この資料の上段のほうに枠囲みをしております。大きく2点ございます。

まず1点目は、令和3年度決算に伴う繰越金に関する補正ということでございます。決算で繰越金が確定いたしますので、その歳入の繰越金を増額補正し、さらに歳出の予備費を増額補正していくものでございます。

そして、2点目でございますが、国庫補助金の返還に関する補正でございます。こちらについては、後期高齢者医療制度関係業務事業費補助金の返還や国の公費負担医療に係る経費についての返還の補正でございます。

各議案別に説明を以下掲載しておりますので、主なところで説明をさせていただきます。

まず、資料1ページの議案第23号でございます。一般会計歳入歳出第二回補正予算でございますが、補正額が総額414万3,000円でございます。補正内容としては、一般会計繰入金から令和3年度決算に伴う繰越金への財源更正の補正と国庫補助金の返還1万円でございます。この国庫補助金返還は、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の

研修会経費の未執行分の1万円となります。

次に、議案第24号でございます。診療報酬審査支払特別会計歳入歳出第三回補正予算でございます。業務勘定から次頁の出産育児一時金等に関する支払勘定でございますが、全ての勘定におきまして、繰越金並びに予備費の増額補正を行っております。公費負担医療に関する診療報酬支払勘定のみ繰越金のほか、例年に準じまして、国公費分、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金の返還に関する補正を行うというものでございます。

2ページをご覧いただきたいと思っております。議案第25号、介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出第一回補正予算から3ページの議案第29号、特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出第一回補正予算でございます。それぞれの勘定で繰越金を増額し、併せて歳出の予備費を増額する補正でございます。

議案第25号の介護保険特別会計の業務勘定及び議案第26号の障害者総合支援特別会計の業務勘定につきましては、一般会計の歳入において、繰入金から繰越金への財源更正を併せて補正を行っております。

なお、議案第28号の後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出第二回補正予算につきましては、令和4年10月から一定以上の所得のある方の窓口負担が1割から2割になることによりまして、診療報酬支出金への影響があると考えられますが、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響など、医療費の動向に予測しがたい部分もあるということから、10月以降の実績値を踏まえ、後期高齢者医療広域連合と調整をした上で、市町担当部局の皆さんにあらかじめお示しした後に、予算の補正をさせていただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

本資料にて申し上げました、補正する予算の会計別の総括表につきましては、資料ナンバー3-2に掲載をしておりますので、後ほどご参照いただければと存じます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

◇橋川理事長 それでは、各会計補正予算について、ご質問、ご意見はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇橋川理事長 ないようですので、採決に入ります。

議案第23号から議案第29号までを原案どおり議決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇橋川理事長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第23号から議案第29号

までは、原案のとおり議決いたしました。

続いて、報告事項に入ります。

報告第2号、専決処分報告及び報告第3号、財産目録について、一括して事務局の説明を求めます。

◇中村出納員 それでは、専決処分報告でございます。通常総会議案書の262ページでございます。水色の合紙の次のページ、専決処分報告を掲載しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。全部で15件でございます。このページをもちまして、概要を説明させていただきます。

まず、1つ目でございます。職員給与規則の一部を改正したものです。人事院勧告により、職員の一時金の率を引き下げるものとなっております。

2点目、服務規則並びに3点目の育児休業に関する規程の一部改正につきましては、育児・介護休業法改正によるもので、休暇の取得要件について改正するものでございます。

4点目から9点目の各特別会計については、決算見込みに伴います、実費弁償を含めた決算調整のための補正でございます。主な補正理由といたしましては、コロナワクチン接種事業の請求支払に係る事務費収入並びに国庫補助受け入れのための増額補正等でございます。

263ページをご覧いただきたいと思っております。10点目でございます。市町からの委託事業であるワクチン接種券、風しんクーポン券作成経費や審査支払手数料等の収入増に伴う増額補正でございます。

次の11番目からは新年度における専決処分報告となります。

11番目の福祉医療費等審査支払規則の一部改正でございます。令和4年4月診療分から請求事務費が廃止となりまして、市町との福祉医療費等審査支払事務の委託書の様式を改正するものでございます。

また、12番目の令和4年度の診療報酬審査支払特別会計歳入歳出第一回補正予算では、12歳から17歳までのコロナワクチン接種券作成についての増額補正でございます。

13番目でございます。県からの委託により実施する介護職員及び福祉介護職員処遇改善支援補助事業のための増額補正となっております。

14番目については、4回目接種に係るコロナワクチン接種券作成費用の増額補正、15番目の後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出第二回補正予算につきまして

は、本年10月から一定以上の所得のある方の医療費の窓口負担割合が2割となる制度改正に伴うものでございます。その制度改正に伴う問い合わせ対応業務等、広域連合からの委託により実施するものの増額補正となります。

以上が報告第2号でございます。

次に、報告第3号でございますが、議案書の最後、328ページから329ページ、財産目録として掲載をしております。こちらをもちまして、財産報告とさせていただきたいと存じます。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

◇橋川理事長 只今の報告事項について、ご質問、ご意見はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇橋川理事長 ないようですので、以上で報告事項を終わります。

それでは、説明事項が2点ありますので、事務局の説明を求めます。

◇岡田局長 それでは、説明事項の1つ目でございます。お手元、通常総会資料ナンバー4をご覧くださいと存じます。こちらにつきましては、国保総合システムの国庫補助獲得に向けた決議というものでございまして、令和4年の6月29日、国民健康保険中央会の定期総会で議決をされたものでございます。

この国庫補助の取組につきましては、令和3年度の事業報告にもございましたとおり、令和4年の2月から地方6団体へ令和5年度の要望事項に国保総合システムの更改にかかります財政措置を取り上げていただくよう、既に依頼を行っているところでございます。

決議の中身のほうをご覧くださいと存じます。国保中央会と国保連合会が開発運用いたしております国保総合システムにつきましては、国保制度等の基盤を支える極めて公共性の高い重要なインフラということでございまして、このシステムが令和6年3月に機器の保守期限が到来をいたします。

そうしたことから、政府の規制改革実施計画及び厚生労働省の検討会等から求められております、クラウドサービスの利用や支払基金の新しいシステムとの整合性を確保することを前提として、現在システムの開発に取り組んでいるところでございます。

この政府の方針に対応したシステム開発を行うためには、更改の内容を当初から大幅に見直さざるを得ず、中央会の試算によりますと、令和3年度の補正予算で措置をされました54億円と国保中央会・国保連合会が保有しております財源を充てても、令和5年度では50数億円の財源の不足が生じる見込みと言われております。

国保連合会では、財源不足を補うために、保険者さんから徴収する審査支払手数料等の引き上げにて対応せざるを得ないところもございます。国保保険者、そして、後期高齢者医療広域連合につきましては、財政基盤が脆弱な上、コロナウイルス感染症等の影響によりまして、被保険者の方の所得も下がっております。こういった更改の費用を保険料の引き上げで負担することは到底不可能であり、国の意向を踏まえて実施をいたします国保総合システムの更改に係る経費については、保険者や被保険者に負担が生じないよう、国の責任において必要な財政措置を講ずるよう強く要望するということで、冒頭申し上げましたとおり、国保中央会の定期総会にて議決をされたところでございます。

この後の予定でございますけれども、今後は国保中央会において、厚生労働大臣あるいは主要な国会議員の方々へ陳情が行われる予定となっております。

そして、秋以降の取組でございますけれども、11月18日に国保制度改善強化全国大会が東京で開催を予定されております。このときにも陳情が行われる予定でございます。本県からは橋川理事長が参加をいただきまして、代表陳情及び地元選出の国会議員への陳情等を行っていただく予定ということでございます。

以上でございます。

◇林主監 続きます。資料5の第3期中期経営計画進捗状況について、概要版で令和4年5月末現在の状況を取りまとめてございますので、こちらのほうの説明をさせていただきます。

まず、この計画でございますが、本計画書1つ目の(1)の計画策定の趣旨でございます。目まぐるしく変化する情勢に的確に対応するため、基本計画を3年間に改めて、基本理念、基本方針、組織目標について、本会職員が目的意識を持ち、一丸となって取り組むために策定をしたものでございます。

そして、(2)の計画期間でございますが、令和2年度から令和4年度までの3年間と定めております。そして、(3)の推進体制でございますが、職員で構成いたします中期経営計画進捗会議におきまして、毎年度進捗状況を点検し、必要に応じて計画の見直しを行うこととしております。

そして、大きな2番目の基本理念でございます。少し読み上げさせていただきますと、本会が「審査支払業務の専門集団」、「地方自治体が行う医療・保健・介護・福祉業務を支援する専門集団」であるとともに、経営の効率化・安定化に努め、保険者・広域連合の皆様からより一層信頼される組織となることを目指すとしております。

そして、大きな3番目の具体的な取組を記載した基本方針でございます。5本の柱がございまして、審査の質の向上、共同事業、保健事業、組織体制の整備及び財政基盤の確立、安全管理体制の確立ということで、この5本の柱を設けまして、各部署で取組目標を定めて実施をしておるところでございます。

先ほど事業報告でご説明をさせていただきました内容と重複する部分でもございますので、それを避けて簡潔にご説明させていただければと思います。

1枚おめくりいただきまして、共同事業の部分でございます。(2)共同事業でございます。2つ目の後期高齢者医療事務代行業務の充実強化でございますが、令和3年度から9業務、そして、この令和4年4月からは申請書の入力確認業務等、業務を受託し事業を進めていくところでございます。

そして、飛びまして、3ページでございますが、②の国保制度改革を踏まえた新たな支援でございます。この3つ目の部分に掲げております、事務の共同化・効率化の支援ということで記載をしておりますが、こちらは第2期の滋賀県国民健康保険運営方針における市町からのご意見を受けて、補助金申請の資料作成事務を効率化するために、補助金申請のためのプログラムを作成し、市町に資料提供を行ったということでございます。

そして、1枚おめくりいただきまして、4ページでございます。一番下の(4)の組織体制の整備及び財政基盤の確立でございます。その次の5ページの上から2つ目の職場環境の整備というところでございます。

長時間労働の是正、働き方改革の推進ということで、令和3年度におきましては、仕事の分かち合い、それから仕事の棚卸しということで実施をまいりました。その結果、前年度比で約2割の時間外勤務の縮減を実現することができたということでございます。令和4年度についても引き続き、取組を実施してまいりたいと考えております。

それから、(5)の安全管理体制の確立でございますが、情報セキュリティ対策の強化として、令和3年度においては、ISMSサーベイランス審査を受審し、認証を維持したところでございます。

以上、基本方針の進捗状況でございまして、おおむね目標どおり進捗しているという評価をさせていただいておるところでございます。当計画につきましては、本年度は最終年度ということでございまして、しっかりと目標に向けて、職員一丸となって取組を進めてまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

◇橋川理事長 只今の説明事項について、ご質問、ご意見はございませんか。

はい、どうぞ。

◇宮本理事 お世話になっています。

今後の国保の運営ということで、県からお越しいただいているので、ちょっとお伺いしたいんですが、今、県が広域化の中で財政の責任を担うということで、多分3年ぐらい前に、令和6年度以降に県が国庫補助を、保険料を統一していくという話があったと思うんですけど、ちょっとその後の状況をうちの職員から聞いていても、なかなか議論が進んでいないような話を聞いているんですが、6年度なのか、それとももっと先なのかによって、それぞれの国保の運営、特に保険料なり保険税率の設定が変わってくるんですけど、県としては一体、いつ頃を目標に導入されようと考えられているのか。あと、具体の議論って一体どこでどう進んでいるのか。多分3年ぐらい前は知事も含めて、かなり何回も議論をしたと思うんですけど、最近その議論が途絶えているんですが、県の今の思いなり、現状をちょっとお伺いできればと思います。

◇三日月理事（代理 医療保険課長 川北氏） 医療保険課長の川北でございます。

今ほどの保険料率の統一の件につきましては、現在、施行しています第2期国保運営方針の策定の議論の中で、県としては、第1期国保運営方針で、「令和6年度以降のできるだけ早い時期に保険料水準の統一を行う」としていることを踏まえ、市町ごとの標準保険料（理論上の保険料）を統一しまして、3年の経過期間をおき、令和9年度を目途に県一本の保険料率にしてはどうかと提案しましたが、皆さま方との議論の結果、保険料の水準の統一の具体的な時期の明記はせずに、第1期国保運営方針と同じ、「令和6年度以降のできるだけ早い時期に保険料水準の統一を行う」ということで収まったわけでありまして。

しかし、引き続き、標準保険料の統一は進めていくものとし、第2期の運営方針におきまして、納付金の算定方式を改めております。

第1期の運営方針で、医療費につきまして、納付金の算定方式を県全体で分かち合うということで、つまり、市町ごとに医療費の水準は実際、違うわけでございますけれども、県全体の医療費を各市町の被保険者数で按分するというので、医療費の平準化を進めたということでございます。

第2期運営方針では、市町ごとの収納率の違いが納付金の算定に影響しないように算定方式を改めました。それまでは、収納率の低い市町は、収納率の高い市町よりも、より多くの保険料を集める必要があるため相対的に保険料率を高く設定する必要がありました

が、令和3年度からは、納付金の算定上は、そのようなことが無いようにしました。

このように、標準保険料の統一に向けて納付金の算定方式を変更してきましたので、標準保険料についての市町間の格差はほとんど無くなってきました。

そういう状況を踏まえまして、6年度から開始します第3期国保運営方針において、保険料水準の統一をどう進めていくかということです。

現在の第2期国保運営方針が1年を過ぎたということになりますので、この納付金の算定方式等を改めたことが、各市町の保険料へどう影響したのかを、国保連合会さんと共同して、データ整理をしておりますので、今後は、そのデータ等を踏まえまして、どうするのかということ市町連携会議の中で協議をしていくということで、先日の市町連携会議の中でもお話をさせていただいたところです。

したがって、今、いつの時期に県としては保険料水準の統一を目指すのかということでございますけども、県としては、令和6年度以降のできるだけ早い時期ということには変わりませんが、具体的な時期については、今後検討していきますので、しかるべき時期にそれぞれの首長さんの会議の中でも、ご検討をお願いしようと考えております。

◇宮本理事 ありがとうございます。

今おっしゃった、県としては、令和6年度以降のできるだけ早い時期にということですが、時期については、これからまた知事なり、首長と議論して決めていきたいということですが、一体どれぐらいの時期にその議論をする予定なのか。実は、貯まっている基金をどう使っていくかっていうのが、非常に悩みでありまして、どんどん削っていつつぎ込んでいくのか、その基金は将来のために貯めていったらいいのか、そこの判断が保険料なり保険税率に影響していきますので、一体どの時期にその議論をしてやっていこうとされているか。さすがに、今年度中にというのは無理でしょうから、来年度見直しで、さあ6年度から始めましょうって、これも無理ですよ。だから、一体いつの時期からやろうとしているのか。ちょっとできる限りの情報提供なりいただきたいんですけど。

◇三日月理事（代理 医療保険課長 川北氏） おっしゃるとおりでございますので、今後、データをしっかり整備しまして検討していきたいと考えております。

市町が県に納付していただいております納付金については、市町の格差は無くなってきています。にもかかわらず、市町ごとに保険料率が違うのは、各市町で持っておられる繰越金や基金の活用や市町ごとに算定される公費収入が一部あることなどにより保険料率に相違が生じているという状況にあります。

で、今、市長さんおっしゃったように、お持ちの基金等をどう活用していくのかを考える上で、将来的な見通しを聞かせてほしいということですが、そういった将来的な見通しをお示しするために、今年度中に様々なデータを整理し、来年度に本格的な議論をお願いしたいと思っております。

県としての現段階としての保険料水準の統一についての考えはということとなりますと第2期国保運営方針の策定の議論の中で提案させていただいた通りとなります。具体的には、まずは、納付金算定上の、県の平均保険料率を完全に統一をしまして、恐らくその後3年間ぐらいをかけて、実際には滋賀県下統一の保険料率という形になっていくのではないかと考えております。

したがいまして、6年度ぐらいに理論上の県の平均保険料率などを決めて、その後に各市町では基金等を使う計画を立てていただいて、例えば3年後ならば令和9年度という形になるかなというふうに思いますけれども、それが可能かも含めまして、今年度中に、様々なデータを整備しまして、来年度しっかりと検討していきたいと考えております。

◇橋川理事長 よろしいですか。

◇宮本理事 はい。

◇橋川理事長 ほかにご意見ございませんか。

[「なし」の声あり]

○閉 会

◇橋川理事長 なければ、本日の通常総会を閉会とさせていただきます。

ありがとうございました。

午後2時54分閉会

上記会議の顛末を記載して間違いのないことを認めるためここに署名いたします。

令和4年10月11日

議長

草津市長

橋川 渉

議事録署名者

湖南市長

生田 邦夫

愛荘町長

有村 国知